

令和2年度 独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表について

令和2年10月1日
国立大学法人千葉大学

公表様式

所管府省名	法人名		役員の状況										子会社等の役員の状況								公表方法 (ホームページによる場合はURLを記載)								
			役員数										長における退職公務員の割合	退職公務員・当該法人の退職者が役員に就いている子会社等の数	当該子会社等の役員数の計														
			うち退職公務員		うち国からの役員出向者		うち独法等情報公開法対象法人の退職者								うち退職公務員		うち当該法人の退職者												
			常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	非常勤	常勤			非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤										
*	(大)	国立大学法人千葉大学	7	2	0	[0]	0	[0]	1	[1]	0	(0 [0])	1	(0 [0])	0 / 0	[0 / 0]	0	[0]	0	0	0	[0]	0	[0]	0	(0 [0])	0	(0 [0])	http://www.chiba-u.ac.jp/general/disclosure/files/2020yakuin.pdf
					[]	[]	[]	[]	([])	([])	/	[/]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	([])	([])									

- (注1) 令和元年10月1日現在を基準日としている。
- (注2) 公表対象法人のうち独法等情報公開法対象法人(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人である法人)には、「法人名」の欄に「*」印を付している。
- (注3) 「法人名」の欄の「独」は独立行政法人を、「特」は特殊法人を、「認」は認可法人を、「民」は特別の法律により設立される民間法人を、「大」は国立大学法人・大学共同利用機関法人をそれぞれ示す。
- (注4) 複数府省共管の法人は、主たる所管府省にのみ掲載している。
- (注5) 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。))又は④国からの役員出向者を除く。)をいう。なお、「うち退職公務員」の欄において、本府省の課長・企画官相当職以上並びに施設等機関、特別の機関その他の附属機関及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上(以下「本府省企画官相当職以上」という。)として職務に従事した者に係る状況については、[]で内訳として記載している。
- (注6) 「国からの役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第8条第1項の規定に基づき、公表対象法人の役員となるために退職をし、かつ、引き続き当該法人の役員として在職する者をいう。なお、「うち国からの役員出向者」の欄において、本府省企画官相当職以上として職務に従事した者に係る状況については、[]で内訳として記載している。
- (注7) 「独法等情報公開法対象法人の退職者」とは、独法等情報公開法対象法人(法人名に「*」を付した法人)の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)をいう。なお、「うち独法等情報公開法対象法人の退職者」の欄には、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の当該法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いた者を含む。
- (注8) 「長における退職公務員の割合」には、特殊法人に代表権のある社長、会長が置かれる場合は、代表権のある社長、会長を含む。なお、「長における退職公務員の割合」の欄においては、本府省企画官相当職以上として職務に従事した者に係る状況については、[]で内訳として記載している。
- (注9) 退職公務員が独法等情報公開法対象法人の役職員に就任し退職した後、独法等情報公開法対象法人の役員となった場合は、「役員の状況」欄の「うち退職公務員」及び「うち独法等情報公開法対象法人の退職者」双方の欄に記載するとともに、「うち独法等情報公開法対象法人の退職者」の欄に()で内数として記載する。なお、()内については、当該退職公務員が本府省企画官相当職以上として職務に従事した者である場合において、[]で内訳として記載している。
- (注10) 退職公務員が公表対象法人の役職員に就任し退職した後、公表対象法人の子会社等の役員に就任した場合は、「子会社等の役員の状況」欄の「うち退職公務員」及び「うち当該法人の退職者」双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者」の欄に()で内数として記載する。なお、()内については、当該退職公務員が本府省企画官相当職以上として職務に従事した者である場合については、[]で内訳として記載している。
- (注11) 「※」印は、経営上の理由等により当該法人が公表していないものである。